



2026 年 9 月 29 日

各 位

会社名 フリー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 佐々木 大輔
(コード番号：4478 東証グロース)
問合せ先 常務執行役員 CFO 坪井 亜美
(TEL. 03-6683-0242)

譲渡制限付株式としての自己株式処分及び
業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式処分及び業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式処分（以下、譲渡制限付株式としての自己株式処分のうち下記「第 1.1」に定める処分を「本自己株式処分①」、下記「第 1.2」に定める処分を「本自己株式処分②」といいます。また、業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式処分を「本自己株式処分③」といい、本自己株式処分①及び本自己株式処分②と併せて「本自己株式処分」といいます。）を行うことについてそれぞれ決議いたしましたので、お知らせいたします。

第 1. 処分の概要

1. 本自己株式処分①

(1) 払込期日	2026 年 10 月 28 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 74,841 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,620 円
(4) 処分価額の総額	270,924,420 円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）2 名 8,288 株 当社の監査等委員である取締役 3 名 2,487 株 上記以外の当社及び当社子会社の役職員 6 名 64,066 株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分①については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 本自己株式処分②

(1) 払込期日	2026 年 10 月 28 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 11,649 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,620 円
(4) 処分価額の総額	42,169,380 円
(5) 割当予定先	当社の従業員 3 名 11,649 株
(6) その他	本自己株式処分②については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

3. 本自己株式処分③

(1) 払込期日	2026 年 10 月 28 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 10,478 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,620 円
(4) 処分価額の総額	37,930,360 円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）2 名 7,858 株 上記以外の当社の役職員 1 名 2,620 株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

第2．処分の目的及び理由

1．本自己株式処分①及び本自己株式処分②

当社は、2021年8月30日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とする、また、当社の監査等委員である取締役を対象に、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的とする、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入しております。また、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会及び2025年9月26日開催の第13期定時株主総会において、本譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠及び本業績連動型株式報酬制度（以下「2」で定義します。）とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して年額1億円以内、監査等委員である取締役に対して年額2千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限期間を3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本譲渡制限付株式報酬制度の概要は、以下のとおりです。

<本譲渡制限付株式報酬制度の概要>

当社の取締役は、本譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本譲渡制限付株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、本業績連動型株式報酬制度とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）については年67,000株以内、監査等委員である取締役については年13,400株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける当社の取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の執行役員及び従業員に対しても、本譲渡制限付株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。また、当社子会社も、当社子会社の取締役及び従業員に対し、本譲渡制限付株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

2．本自己株式処分③

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「業績連動型株式報酬対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、業績連動型株式報酬制度（以下「本業績連動型株式報酬制度」といいます。）を導入しております。また、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会、2024年9月27日開催の第12期定時株主総会及び2025年9月26日開催の第13期定時株主総会において、本業績連動型株式報酬制度に基づき、業績連動型株式報酬として業績連動型株式報酬対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、既存の金銭報酬枠及び本譲渡制限付株式報酬制度とは別枠で、年額1億円以内とすること、及び、本業績連動型株式報酬制度に基づき、業績連動型株式報酬対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、本譲渡制限付株式報酬制度とは別枠で、年67,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とすること等につき、ご承認をいただいております。

本業績連動型株式報酬制度の概要は、以下のとおりです。

＜本業績連動型株式報酬制度の概要＞

本業績連動型株式報酬制度は、業績連動型株式報酬対象取締役に対し、毎年7月1日から翌年6月30日までの1事業年度の期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績目標の達成の有無等に応じて、以下の算定式で算定される数の当社普通株式を評価期間終了後に交付する制度です。また、より明確な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとするため、評価期間終了後に交付される株式については、原則として、評価期間の終了日から起算して3年が経過する日までの譲渡制限期間を設けるものとし、当社は、業績連動型株式報酬対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結します。

【算定式】

業績連動型株式報酬対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）数＝基準交付株式数（①）×支給率（②）

①「基準交付株式数」は、業績連動型株式報酬対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定いたします。

②「支給率」は、評価期間における当社取締役会で定める評価指標の達成の有無に応じて、0%又は100%が支給される（定められた評価指標を達成しなかった場合は支給されない）ものとなります。

なお、当社は、当社の一部の執行役員に対しても、本業績連動型株式報酬制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入しております。

3. 自己株式処分

今般、当社は、本譲渡制限付株式報酬制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、（i）本日開催の当社取締役会の決議に基づく、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）2名に付与される当社に対する金銭（報酬）債権、（ii）本日付けの当社の監査等委員である取締役の協議に基づく、当社の監査等委員である取締役3名に付与される当社に対する金銭（報酬）債権、並びに（iii）本日開催の当社取締役会の決議及び当社子会社の取締役の決定に基づき上記以外の当社及び当社子会社の役職員6名（以下、（i）から（iii）までを併せて「割当対象者①」といいます。）に付与される金銭（報酬）債権の合計270,924,420円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金3,620円）、本自己株式処分①として当社の普通株式74,841株（以下「本割当株式①」といいます。）を割り当てることを決定いたしました。

また、当社は、所定の要件を満たす当社の従業員3名（以下「割当対象者②」といいます。）に対して、金銭（報酬）債権合計42,169,380円を付与し、当該金銭（報酬）債権の合計42,169,380円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金3,620円）、本自己株式処分②として当社の普通株式11,649株（以下「本割当株式②」といいます。）を割り当てることを決定いたしました。

加えて、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本業績連動型株式報酬制度に基づき、当社の業績連動型株式報酬対象取締役2名及び当社の役職員1名（以下「割当対象者③」と総称し、割当対象者①及び割当対象者②と併せて「割当対象者」といいます。）に対し、2025年7月1日から2026年6月30日までの評価期間の評価指標の達成の有無に応じて支給される、当社に対する金銭（報酬）債権の合計37,930,360円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金3,620円）、本自己株式処分③として当社の普通株式10,478株（以下「本割当株式③」といい、本割当株式①及び本割当株式②と併せて「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決定いたしました。

本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、本割当株式①及び本割当株式②については、その期間を当社の取締役会が定める一定の期間で設定するとともに、本割当株式③のうち取締役に割り当てるものについては3年間（以下、これらの期間を合わせて「本譲渡制限期間」といいます。）で設定いたしました。

割当対象者は、支給された金銭（報酬）債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処

分に伴い、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てることとなります。

＜本契約の概要＞

（１）譲渡制限期間

割当対象者は、本譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（割当対象者が⑦当社の役職員の場合は、当社の役職員、①当社子会社の取締役又は従業員の場合は、当該子会社の取締役又は役職員）の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了時において、本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、合理的に算出した株数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

第３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当対象者に支給された金銭（報酬）債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年9月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,620円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上